

「税務監査を省略する制度」について

税理士 虹田昭史

第11回

コロナ禍における 税務調査の状況

確定申告期限
一律延長

**確定申告期限
一律延長**

新型コロナウイルス感染症の影響で、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税申告期限が本年3月16日から4月16日まで一律に延長されました。国税庁は、この期間は必要なものを除き原則として新規の税務調査を実施しない方針を発表していました。

4月7日に政府が緊急事態宣言を発表し不要不急の外出自粛の要請がされてはおりますが、現時点(5月18日)で税務調査の方針として、「現状の状況を踏まえ、国税庁は全国税局等に改めて対応方針を連絡している。例えば、納税者から口頭で明確に同意が得られた場合において税務調査をするといった、納税者がその状況を十分に考慮したうえで対応するように連絡した模様。これは、既に得税だけでなく、法人税消費税、相続税等における税務調査でも同様の対

・納税者の明確な同
あれば調査を実施
・所得税、法人税、
税、相続税等で同じ
となります。

意が 消費 対応	コロナ後 の動向は 税務調査	調査は積極的に 行わないと考 えています。税 保そして適正公 平のコロナ後 から、税務調査の件 増えると思われます。 コロナ禍のドサクサに	い、 臨場 まし 頼の の顧 ク明
意が 消費 対応	コロナ後 の動向は 税務調査	調査は積極的に 行わないと考 えています。税 保そして適正公 平のコロナ後 から、税務調査の件 増えると思われます。 コロナ禍のドサクサに	い、 臨場 まし 頼の の顧 ク明

う。
「コロナ禍での
納税猶予等の制
度について紹介し
ます。4月30日に成立した
「新型コロナウイルス
応国税関係臨時特例法
により新型コロナウイ

・ 消費税の られます。	度	によ りた ま 例	課税事業者 選択届出書 等の提出に についての特 例	課税期間 開始後であ っても消費 税の課税事
-----------------	---	--------------------	--	---------------------------------

A black and white photograph showing a close-up of a person's face and shoulder. The person is wearing a dark, striped shirt. The background is dark and textured.

品川区民反田の22の17 TOWER 11F(税務だけでなく、コロナ禍においてコロナ緊急融資・持続化補助金等の対応を行っておられます)、03-3400-3300-7、やひホーリーベルベたれー^{https://www.hirutakaikei.com/}

応がしれぬ。(税務
通信3605号から引用)となっております。
つまり、当面の基本的な調査方針として、
・納税者個々の事情等を十分に考慮

接触は避けたいとの理由から延期を申し立てたとの事です。税務調査の実務面では、適正公平な課税の確保という観点から、税務調査が完全にスムーズに進むことは、莫

今回は、コロナ禍における資金調達については触れませんが、コロナ後は税務調査強化期間がやってきます。経理処理、税務面でごまかしをする事のない申告をしましょう。

上減少した事業者を対象に、令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税と地方税について、申請により1年間の納税猶予が認められる。

木満、50%以上減少の事
業者を対象に固定資産税・
償却資産税が半額又はゼ
ロになります。

の特例
資本金1億円超10億円
以下の法人にも適用が認
られることになります。

税理士 蝙田昭史

第11回 廉について

スの影響に対応した税務の取り扱いの特例制度です。

業者を選択する（又はやめる）ことができます。
・令和3年度の固定資産税等の減免
令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上総額が前年同期比で30%以上も50%へ例へさせめ掛け

（1）テレワーク導入のための設備投資減税が導入されます。
（2）新たに投資した設備の固定資産税ゼロの特
が拡充・延長されます。



【事務所紹介】

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！ 従業員数25名 品川区西五反田7の22の17F(税務だけでなく、コロナ禍においてコロナ緊急融資、持続化補助金等の対応を行っております)、03-3400-3311へ、ホームページをご覧ください→<https://www.hiruta-kaikei.com/>